



茨城県報

第 710 号

令和 8 年 (2026 年) 5 月 7 日

木 曜 日

目 次

規 則	ペー ジ
●茨城県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則 (総務課)	1
告 示	
●指定公金事務取扱者の委託 (行政経営課)	2
●指定納付受託者の指定 (3 件) (税務課)	3
●指定公金事務取扱者の委託 (税務課)	4
●青少年に有害な興行の指定 (青少年家庭課)	4
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可 (都市整備課)	5
公 告	
●公共測量の終了 (4 件) (用地課)	5
●都市計画の案の縦覧 (15 件) (都市計画課)	6
●開発行為の工事完了 (3 件) (建築指導課)	15
(企 業 局)	
●落札者等の公示	16
(公 安 委 員 会)	
●技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	17
(警 察 本 部)	
●入札公告 (2 件)	19

規 則

茨城県規則第42号

茨城県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県行政手続条例施行規則 (平成 7 年茨城県規則第 67 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(公示の方法による通知の方法)

第 2 条 条例第 15 条第 4 項 (条例第 22 条第 3 項及び第 29 条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。) の規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機 (入出力装置を含む。以下この条において同

じ。)と公示事項(条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。)の閲覧をする者の使用に係る電子計算機(行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。同号において同じ。)とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- (2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

付 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

告 示

茨城県告示第351号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり収納の事務を指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年5月7日

茨城県知事 大井川 和彦

1 受託者

所在地 東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル

名 称 弁護士法人一番町総合法律事務所 代表社員弁護士 神崎 浩昭

2 歳入の種別

茨城県立医療大学付属病院の設置及び管理に関する条例(平成8年茨城県条例第57号)の規定に基づく使用料及び手数料、茨城県県営住宅条例(平成9年茨城県条例第54号)の規定に基づく家賃及び駐車場の使用料並びに茨城県保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金貸与条例(昭和37年茨城県条例第47号)、茨城県奨学資金貸与条例(昭和38年茨城県条例第18号)、茨城県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例(昭和52年茨城県条例第24号)、茨城県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例(平成5年茨城県条例第26号)、茨城県高等学校等奨学資金貸与条例(平成14年茨城県条例第33号)、茨城県育英奨学資金貸与条例(平成16年茨城県条例第46号)、茨城県医師修学資金貸与条例(平成18年茨城県条例第47号)、茨城県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則(昭和45年茨城県規則第34号)、茨城県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成16年茨城県規則第1号)、茨城県農業改良資金貸付規程(平成14年茨城県告示第1339号)及び中小企業事業継続応援貸付金要項の規定に基づく貸付金の元利償還金及びこれに係る遅延損害金、茨城県県営住宅条例(平成9年茨城県条例第54号)の規定に基づく損害賠償金、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく不当利得による返還金のうち収入未済となり、かつ県で委託することが適当であると判断したもの。

3 指定公金事務取扱者に指定した日及び公金事務を委託した日

令和8年4月1日

4 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

茨城県告示第352号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、告示する。

令和8年5月7日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社さとふる
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入の内容
いばらき応援寄附金
- 4 指定納付受託者として指定する期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 指定年月日
令和8年4月1日

茨城県告示第353号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、告示する。

令和8年5月7日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定納付受託者の名称
PayPay株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都千代田区紀尾井町1-3
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入の内容
いばらき応援寄附金
- 4 指定納付受託者として指定する期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 指定年月日
令和8年4月1日

茨城県告示第354号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、告示する。

令和8年5月7日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定納付受託者の名称
アソビュー株式会社

- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎イーストタワー 8 F
- 3 指定納付受託者に納付させる歳入の内容
いばらき応援寄附金
- 4 指定納付受託者として指定する期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 5 指定年月日
令和 8 年 4 月 1 日

茨城県告示第355号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 委託を受けた者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の名称
株式会社さとふる
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン13F
- 3 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
いばらき応援寄附金（指定公金事務取扱者が運用するインターネットシステムにおいて利用することができる寄附金の支払方法により納付されるものに限る。）
- 4 法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 6 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

茨城県告示第356号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第15条第1項の規定に基づき、青少年に有害な興行として次のものを指定する。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

指定番号	種類	題 名	配給会社
3754	映画	時をかけるペンダント イッて、戻って、恋をして	オーピー映画
3755	映画	乱れる人妻 男女不倫物語	オーピー映画
3756	映画	夫婦いぢり放題 不貞のご対面	オーピー映画

茨城県告示第357号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、常陸太田市東部土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので、同条第4項の規定により告示する。

令和8年5月7日

茨城県知事 大井川 和彦

- 事業計画を変更する組合
組 合 の 名 称 常陸太田市東部土地区画整理組合
事 務 所 の 所 在 地 茨城県常陸太田市金井町3680番地
事 業 施 行 期 間 自 令和元年7月18日
至 令和10年3月31日
施 行 地 区 常陸太田市金井町字江向の一部、埜町字鯉沼、字西鯉沼の各一部、中城町字西鯉沼の一部、馬場町字倉町の全部、馬場町字柳町、字香升、字北香升、字小野下の各一部
設立認可の年月日 令和元年7月18日
- 変更認可の年月日 令和8年5月7日

公 告

◎公共測量の終了

茨城県報で公示した測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく「公共測量の実施」について、同法第39条の規定において準用する同法第14条第2項の規定に基づき次のとおり終了した旨通知があったので、同条第3項の規定に基づき公示する。

令和8年5月7日

茨城県知事 大井川 和彦

- 県報公示日 令和7年5月19日
- 測量計画機関 牛久市
- 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 作業終了日 令和8年3月31日
- 作業地域 牛久市 全域（58.92km²）

- 県報公示日 令和7年7月10日
- 測量計画機関 かすみがうら市
- 作業種類 公共測量
(数値地形図修正：地図情報レベル2500)
- 作業終了日 令和8年3月31日
- 作業地域 かすみがうら市内

- 県報公示日 令和7年7月3日

- 2 測量計画機関 東海村
 3 作業種類 公共測量
 航空写真撮影、写真地図作成 (レベル1000) 12.5cm、
 都市計画基本図作成 (レベル2500、一部範囲のみレベル1000)
 4 作業終了日 令和 8 年 3 月 31 日
 5 作業地域 東海村全域



- 1 県報公示日 令和 7 年 12 月 18 日
 2 測量計画機関 常総市
 3 作業種類 公共測量
 デジタル航空写真 (地上画素寸法 11.5cm) 及び写真地図 (地図情報レベル 1000)
 4 作業終了日 令和 8 年 3 月 31 日
 5 作業地域 常総市全域



●都市計画の案の縦覧

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、日立都市計画、高萩都市計画、北茨城都市計画、大子都市計画及び大宮都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 1 都市計画の種類
 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (県北圏域都市計画区域マスタープラン)
 2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画区域名	市 町 村 名
日立	日立市及び常陸太田市の各一部
高萩	高萩市の一部
北茨城	北茨城市の一部
大子	大子町の一部
大宮	常陸大宮市の一部

- 3 都市計画の案の縦覧場所
 (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
 (2) 日立市都市建設部都市政策課
 (3) 常陸太田市建設部都市計画課
 (4) 高萩市産業建設部都市建設課
 (5) 北茨城市都市建設部都市計画課
 (6) 大子町建設課

(7) 常陸大宮市建設部都市計画課

4 縦覧期間

令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 5 月 21 日まで (土曜日及び日曜日を除く。)

●都市計画の案の縦覧

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、水戸・勝田都市計画、常北都市計画、笠間都市計画及び小美玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (県央圏域都市計画区域マスタープラン)

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画区域名	市 町 村 名
水戸・勝田	水戸市、ひたちなか市、那珂市、大洗町、茨城町及び東海村の全域、城里町の一部
常北	城里町の一部
笠間	笠間市の全域
小美玉	小美玉市の全域

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 水戸市都市計画部都市計画課
- (3) ひたちなか市都市整備部都市計画課
- (4) 那珂市建設部都市計画課
- (5) 大洗町都市建設課
- (6) 茨城町都市建設部都市整備課
- (7) 東海村建設部都市政策課
- (8) 城里町都市建設課
- (9) 笠間市都市建設部都市計画課
- (10) 小美玉市都市建設部都市整備課

4 縦覧期間

令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 5 月 21 日まで (土曜日及び日曜日を除く。)

●都市計画の案の縦覧

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、鹿島臨海都市計画、潮来都市計画、鉾田都市計画及び行方都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案

を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（鹿行圏域都市計画区域マスタープラン）

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画区域名	市町村名
鹿島臨海	鹿嶋市及び神栖市の全域
潮来	潮来市の全域
鉾田	鉾田市の全域
行方	行方市の全域

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 鹿嶋市都市整備部都市計画課
- (3) 神栖市都市整備部都市計画課
- (4) 潮来市建設部都市建設課
- (5) 鉾田市建設部都市計画課
- (6) 行方市建設部都市建設課

4 縦覧期間

令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 5 月 21 日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

●都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、竜ヶ崎・牛久都市計画、つくばみらい都市計画、取手都市計画、土浦・阿見都市計画、石岡都市計画、研究学園都市計画、稲敷東部台都市計画、稲敷東南部都市計画及び八郷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（県南圏域都市計画区域マスタープラン）

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画区域名	市町村名
竜ヶ崎・牛久	龍ヶ崎市、牛久市及び利根町の全域
つくばみらい	つくばみらい市の全域
取手	取手市及び守谷市の全域

都市計画区域名	市 町 村 名
土浦・阿見	土浦市及び阿見町の全域、かすみがうら市の一部
石岡	石岡市の一部
研究学園	つくば市の全域
稲敷東部台	稲敷市の一部及び美浦村の全域
稲敷東南部	稲敷市の一部及び河内町の全域
八郷	石岡市の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 龍ヶ崎市都市整備部都市計画課
- (3) 牛久市建設部都市計画課
- (4) 利根町まち未来創造課
- (5) つくばみらい市都市建設部都市計画課
- (6) 取手市都市整備部都市計画課
- (7) 守谷市都市整備部都市計画課
- (8) 土浦市都市政策部都市計画課
- (9) かすみがうら市都市建設部都市整備課
- (10) 阿見町産業建設部都市計画課
- (11) 石岡市都市建設部都市計画課
- (12) つくば市都市計画部都市計画課
- (13) 稲敷市地域振興部産業振興課
- (14) 美浦村経済建設部都市建設課
- (15) 河内町都市整備課

4 縦覧期間

令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 5 月 21 日まで (土曜日及び日曜日を除く。)

●都市計画の案の縦覧

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、水海道都市計画、岩井・境都市計画、古河都市計画、下館・結城都市計画、八千代都市計画、下妻都市計画及び石下都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (県西圏域都市計画区域マスタープラン)

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画区域名	市 町 村 名
水海道	常総市の一部
岩井・境	坂東市、境町及び五霞町の全域
古河	古河市の全域
下館・結城	筑西市、結城市及び桜川市の全域
八千代	八千代町の全域
下妻	下妻市の全域
石下	常総市の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 常総市都市建設部都市計画課
- (3) 坂東市都市建設部都市整備課
- (4) 境町建設農政部都市計画課
- (5) 五霞町特定プロジェクト推進課
- (6) 古河市都市建設部都市計画課
- (7) 筑西市都市建設部都市計画課
- (8) 結城市都市建設部都市計画課
- (9) 桜川市建設部都市整備課
- (10) 八千代町産業建設部都市建設課
- (11) 下妻市建設部都市整備課

4 縦覧期間

令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 5 月 21 日まで (土曜日及び日曜日を除く。)

●都市計画の案の縦覧

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、水戸・勝田都市計画区域区分を変更したいので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) ひたちなか市
 - ア 市街化区域に追加する部分

ひたちなか市 大字長砂 字渚 の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) ひたちなか市都市建設部都市計画課

4 縦覧期間

令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 5 月 21 日まで (土曜日及び日曜日を除く。)

●都市計画の案の縦覧

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、水戸・勝田都市計画臨港地区を変更したいので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

臨港地区 (茨城港常陸那珂港区臨港地区)

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) ひたちなか市

ア 臨港地区に追加する部分

ひたちなか市 大字長砂 字渚 の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) ひたちなか市都市建設部都市計画課

4 縦覧期間

令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 5 月 21 日まで (土曜日及び日曜日を除く。)

●都市計画の案の縦覧

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、水戸・勝田都市計画下水道を変更したいので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

下水道 (常陸那珂公共下水道)

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 排水区域 (汚水)

ア 追加する部分

ひたちなか市 大字長砂 字渚 の一部

那珂郡東海村 大字照沼 字渚 の一部

(2) 排水区域 (雨水)

ア 追加する部分

ひたちなか市 大字長砂 字渚 の一部

那珂郡東海村 大字照沼 字渚 の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) ひたちなか市都市建設部都市計画課
- (3) 東海村建設部都市政策課

4 縦覧期間

令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 5 月 21 日まで (土曜日及び日曜日を除く。)

◎都市計画の案の縦覧

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、鹿島臨海都市計画区域区分を変更したいので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 鹿嶋市
ア 市街化区域に追加する部分
鹿嶋市 大字平井 字灘 の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 鹿嶋市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 5 月 21 日まで (土曜日及び日曜日を除く。)

◎都市計画の案の縦覧

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、鹿島臨海都市計画臨港地区を変更したいので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

臨港地区 (鹿島港臨港地区)

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 鹿嶋市
ア 臨港地区に追加する部分

鹿嶋市 大字平井 字灘 の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) 鹿嶋市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 5 月 21 日まで (土曜日及び日曜日を除く。)

◎都市計画の案の縦覧

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、つくばみらい都市計画区域区分を変更したいので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) つくばみらい市

ア 市街化区域に追加する部分

つくばみらい市 福岡工業団地 の一部

大字福岡 字古木山 の一部

大字南 字須賀、字大堀及び字水喰 の各一部

大字坂野新田 字坂野新田 の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
- (2) つくばみらい市都市建設部都市計画課

4 縦覧期間

令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 5 月 21 日まで (土曜日及び日曜日を除く。)

◎都市計画の案の縦覧

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、取手都市計画及びつくばみらい都市計画下水道を変更したいので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

下水道 (つくばみらい市公共下水道)

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 排水区域 (污水)

ア 追加する部分

- つくばみらい市 福岡工業団地 の一部
大字福岡 字古木山 の一部
大字南 字須賀、字大堀及び字水喰 の各一部
大字坂野新田 字坂野新田 の一部

(2) 排水区域 (雨水)

ア 追加する部分

- つくばみらい市 福岡工業団地 の一部
大字福岡 字古木山 の一部
大字南 字須賀、字大堀及び字水喰 の各一部
大字坂野新田 字坂野新田 の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
(2) つくばみらい市都市建設部都市計画課

4 縦覧期間

令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 5 月 21 日まで (土曜日及び日曜日を除く。)

●都市計画の案の縦覧

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、古河都市計画区域区分を変更したいので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 古河市
ア 市街化区域に追加する部分
古河市 仁連 字新山 の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

- (1) 茨城県土木部都市局都市計画課
(2) 古河市都市建設部都市計画課

4 縦覧期間

令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 5 月 21 日まで (土曜日及び日曜日を除く。)

●都市計画の案の縦覧

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、日立

都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 常陸太田市

ア 市街化区域から削除する部分

常陸太田市 大森町 字北浦、字松沢、字清水、字表前原、字前原及び字野際 の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 常陸太田市建設部都市計画課

4 縦覧期間

令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 5 月 21 日まで (土曜日及び日曜日を除く。)

◎都市計画の案の縦覧

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、竜ヶ崎・牛久都市計画区域区分を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

区域区分

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 龍ヶ崎市

ア 市街化区域から削除する部分

龍ヶ崎市 若柴町 字川崎 の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 龍ヶ崎市都市整備部都市計画課

4 縦覧期間

令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 5 月 21 日まで (土曜日及び日曜日を除く。)

◎開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字長岡字住吉3652番988

2 事業主の住所及び氏名

水戸市見川 3 丁目 834 番地の 12 セレニティグレイス E 棟 102 号

川 又 一 輝、川 又 怜 加

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字阿見字稲荷向4252番 1

2 事業主の住所及び氏名

土浦市神立町3628番地95

菊 池 浩 一

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字荒川本郷字鶴原2324番 6、2324番 7

2 事業主の住所及び氏名

埼玉県草加市谷塚町1726番地 4

鍛 田 圭 佑、鍛 田 有 美

(企 業 局)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県企業局県南水道事務所長 古 内 宏

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県企業局物品等又は特定役務調達手続の特例を定める規程（平成 8 年茨城県企業管理規程第 10 号）第 2 条において準用する茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日

①県南上水委託原第 08-30-304-0-004 号 浄水発生土処理業務委託 5,491 トン（予定数量） ②茨城県企業局県南水道事務所 茨城県土浦市大岩田 2972 番地 ③令和 8 年 3 月 13 日 ④太平洋セメント株式会社 環境事業部長 富迫 靖 東京都文京区小石川一丁目 1 番 1 号 ⑤15,000 円（1 トン当たり）に 100 分の 110 を乗じて得た額 ⑥一般競争入札 ⑦令和 8 年 1 月 8 日

①県南上水委託原第08-30-304-0-005号 浄水発生土収集運搬業務委託 5,491トン (予定数量) ②茨城県企業局県南水道事務所 茨城県土浦市大岩田2972番地 ③令和8年3月13日 ④株式会社ミクニテック 代表取締役 橋口 亮 茨城県古河市高野905番地1 ⑤5,600円 (1トン当たり) に100分の110を乗じて得た額 ⑥一般競争入札 ⑦令和8年1月8日

①利根上水委託原第08-30-314-0-006号 浄水発生土処理業務委託 2,848トン (予定数量) ②茨城県企業局県南水道事務所 茨城県土浦市大岩田2972番地 ③令和8年3月13日 ④大泉砕石株式会社 代表取締役 長谷川 雅弥 茨城県桜川市大泉877番地 ⑤10,500円 (1トン当たり) に100分の110を乗じて得た額 ⑥一般競争入札 ⑦令和8年1月8日

①利根上水委託原第08-30-314-0-007号 浄水発生土収集運搬業務委託 2,848トン (予定数量) ②茨城県企業局県南水道事務所 茨城県土浦市大岩田2972番地 ③令和8年3月13日 ④株式会社ミクニテック 代表取締役 橋口 亮 茨城県古河市高野905番地1 ⑤5,100円 (1トン当たり) に100分の110を乗じて得た額 ⑥一般競争入札 ⑦令和8年1月8日

①阿見上水委託原第08-30-324-0-003号 阿見工水委託原第08-30-344-0-003号 浄水発生土処理業務委託 1,600トン (予定数量) ②茨城県企業局県南水道事務所 茨城県土浦市大岩田2972番地 ③令和8年3月13日 ④太平洋セメント株式会社 環境事業部長 富迫 靖 東京都文京区小石川一丁目1番1号 ⑤15,000円 (1トン当たり) に100分の110を乗じて得た額 ⑥一般競争入札 ⑦令和8年1月8日

①阿見上水委託原第08-30-324-0-004号 阿見工水委託原第08-30-344-0-004号 浄水発生土収集運搬業務委託 1,600トン (予定数量) ②茨城県企業局県南水道事務所 茨城県土浦市大岩田2972番地 ③令和8年3月13日 ④株式会社ミクニテック 代表取締役 橋口 亮 茨城県古河市高野 905 番地 1 ⑤5,600円 (1トン当たり) に100分の110を乗じて得た額 ⑥一般競争入札 ⑦令和8年1月8日

~~~~~  
( 公 安 委 員 会 )

●技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

技能検定員審査等に関する規則 (平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。) 第1条の規定による技能検定員審査及び第10条第1項の規定による教習指導員審査を次のとおり行うので、規則第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

令和8年5月7日

茨城県公安委員会委員長 白 川 洋 子

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 技能検定員審査 (大型)
- イ 技能検定員審査 (中型)
- ウ 技能検定員審査 (準中型)
- エ 技能検定員審査 (普通)
- オ 技能検定員審査 (大特)

- カ 技能検定員審査 (大自二)
- キ 技能検定員審査 (普自二)
- ク 技能検定員審査 (牽引)
- ケ 技能検定員審査 (大型二種)
- コ 技能検定員審査 (中型二種)
- サ 技能検定員審査 (普通二種)

## (2) 教習指導員審査

- ア 教習指導員審査 (大型)
- イ 教習指導員審査 (中型)
- ウ 教習指導員審査 (準中型)
- エ 教習指導員審査 (普通)
- オ 教習指導員審査 (大特)
- カ 教習指導員審査 (大自二)
- キ 教習指導員審査 (普自二)
- ク 教習指導員審査 (牽引)
- ケ 教習指導員審査 (大型二種)
- コ 教習指導員審査 (中型二種)
- サ 教習指導員審査 (普通二種)

## 2 審査の日程等

令和 8 年 6 月 22 日 (月) から 6 月 26 日 (金) までの 5 日間

※ 細目及び受審者ごとに日時を指定して行う。

※ 受審細目のうち実技試験及び面接試験による審査については受審者数に応じて日程を調整する必要があることから、受付終了後に指定する。

申請を受理した結果、受審細目ごとの人数に極端な偏りがある場合は、調整のうえ計画外の日程に実施する場合がある。

## 3 審査の場所

### (1) 実技試験及び面接試験による審査

茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3783番地 3

茨城県警察本部交通部運転免許センター

### (2) 筆記試験による審査

茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3814番地 9

一般社団法人 茨城県指定自動車教習所協会

## 4 申請手続

### (1) 申請

申請者本人が、次の書類を持参して行うこと。ただし、申請者が県内の自動車教習所に勤務している職員である場合は、管理者等が代理で申請することとしても差し支えない。

- ・ 審査申請書
- ・ 運転免許証の写し
- ・ 規則第17条の規定により審査細目についての審査が免除される者であるときは、そのことを証明する書類
- ・ 現に教習指導員又は技能検定員として選任を受けていない者であるときは、履歴書及び住民票の写し

## ・ 事前教養実施報告書

申請にあたっては、茨城県警察関係手数料徴収条例（平成12年茨城県条例第53号）に定める審査手数料として、その金額に相当する茨城県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。

なお、教習所職員以外の者が申請しようとする場合又は教習所職員である者が個人で直接申請しようとする場合は、予め確認することがあることから、申請のために来庁する前に必ず以下に示す申請先へ電話で問い合わせること。

## (2) 申請期間及び受付時間

## ア 申請期間

令和 8 年 5 月 18 日（月）から令和 8 年 5 月 29 日（金）までの間（日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）を除く。）

なお、審査細目がすべて免除となる者にあつては、この期間に限らず申請することができるものとする。

## イ 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間

## (3) 申請先

茨城県東茨城郡茨城町大字長岡3783番地 3

茨城県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係

電話 029-293-8811（内線342）

## 5 審査に係る関係法令等の改正について

原則として令和 8 年 4 月 1 日時点で施行されている法令等に基づいて実施する。

仮に、この公示から審査当日までの間に法令等の改正があり例外的に原則と異なる取扱いとすることが相当と認められるときは、申請者（受審予定者）に対して速やかに通知することとする。

## 6 その他

運営上の理由により審査の日程を変更することがある。

~~~~~  
(警 察 本 部)

●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、2012年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の適用を受けるものである。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県警察本部長 滝 澤 幹 滋

1 入札に付する事項

(1) 借入物品名及び数量

電子署名機器等一式の賃貸借 仕様書のとおり

(2) 借入物品の特質等

借入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和13年12月31日まで。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除できる。

(4) 納入場所

仕様書のとおり

2 担当所属

〒310-8550

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県警察本部 会計課調度係

電話 029-301-0110 内線2235

F A X 029-301-0917

所属メールアドレス : keikaikei@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格に登録されていること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
 - ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
 - エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
 - オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等
 - カ 役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (7) 本公告に示した借入物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。)
- (8) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であるこ

と。

- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達には、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい場合は、2の担当所属の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当所属に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 期間

入札公告の日から令和8年6月1日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

(2) 場所

茨城県水戸市笠原町978番 6 茨城県警察本部会計課調度係

6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和8年5月18日（月）午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当所属と同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和8年5月26日（火）午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に3の(4)から(9)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年6月1日（月）午後5時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した

入札参加登録シート（テキストファイル）又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル（TIFF ファイル等）のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送（書留郵便に限る。）、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

イ 紙入札により参加する場合は、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2 の担当所属に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 8 年 6 月 24 日（水）午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、2 の担当所属に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、月額の賃借料（消費税及び地方消費税を含まない。）を記載すること。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 8 年 6 月 26 日（金）午後 5 時までにシステムのファイルへの記録をすること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに 2 の担当所属に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 6 月 29 日（月）午前 11 時から

イ 場所

茨城県警察本部庁舎 2 階入札室

電子調達のため、入札参加者の立会いは要しない。

（ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。）

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。）第 143 条第 2 項各号いずれかに該当す

る場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
(免除された者は除く。)
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当所属へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

(1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Electronic Signature Device

Lease period

From January 1, 2027 through December 31, 2031

(2) Time limit for tender:

Time limit of tender (by hand) : 5:00p. m. , June 26, 2026

Time limit of tender (by mail) : 5:00p. m. , June 26, 2026

Time limit of tender (by system) : 5:00p. m. , June 26, 2026

(3) Submission location and contact number

Finance Division, Ibaraki Prefectural Police Headquarters 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi

Ibaraki-ken, 310-8550, Japan

TEL: 029-301-0110

●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定の適用を受けるものである。

令和 8 年 5 月 7 日

茨城県警察本部長 滝 澤 幹 滋

1 入札に付する事項

(1) 借入物品名及び数量

統合認証管理システムの賃貸借 仕様書のとおり

(2) 借入物品の特質等

借入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。

(3) 賃貸借期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 15 年 2 月 28 日まで。ただし、翌年度以降の歳入歳出予算においてこの契約に係る金額について減額又は削除があった場合は、この契約は解除できる。

(4) 納入場所

仕様書のとおり

2 担当所属

〒310-8550

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県警察本部 会計課調度係

電話 029-301-0110 内線2235

F A X 029-301-0917

所属メールアドレス : keikaikei@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者であること。

(2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項 (平成 8 年茨城県告示第 254 号) に基づく競争入札参加資格に登録されていること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等 (法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。) に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は暴力団員ではないが暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団 (以下「暴力団」という。) と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者 (以下「暴力団関係者」という。) がいる法人等 (法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員又は暴力団関係者 (以下「暴力団員等」という。) がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしている法人等

(5) 茨城県暴力団排除条例 (平成 22 年茨城県条例第 36 号) 第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する者でないこと。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成 11 年法律第 147 号) に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

- (7) 本公告に示した借入物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (8) 借入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達には、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムによりがたい場合は、2の担当所属の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

紙入札の承諾に関しては、2の担当所属に紙入札方式参加承認願を提出するものとする。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 期間

入札公告の日から令和8年6月1日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

(2) 場所

茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県警察本部会計課調度係

6 入札説明書等に関する質問

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和8年5月18日（月）午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当所属に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスによる質問も認める。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和8年5月26日（火）午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファックスにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に3の(4)から(9)に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限

令和8年6月1日（月）午後5時まで

なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示した入札参加登録シート（テキストファイル）又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル（TIFF ファイル等）のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送（書留郵便に限る。）、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

イ 紙入札により参加する場合は、郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出先

2 の担当所属に同じ。

(4) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

イ 入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和 8 年 6 月 24 日（水）午後 5 時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、前記 6 の(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書にて、2 の担当所属に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書するものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、月額賃借料（消費税及び地方消費税を含まない。）を記載すること。

(2) 入札書の提出期限

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和 8 年 6 月 26 日（金）午後 5 時までにシステムのファイルへの記録をすること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに 2 の担当所属に必着のこと。

(3) 開札日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 6 月 29 日（月）午前 10 時から

イ 場所

茨城県警察本部庁舎 2 階入札室

電子調達のため、入札参加者の立会いは要しない。

（ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。）

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号。以下「財務規則」という。）第143条第2項各号いずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。ただし、紙入札により参加した者が入札を辞退する場合は、2の担当所属へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

14 契約書作成の要否

要

15 詳細は入札説明書による。

16 その他

(1) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。

なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。

(2) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(4) 新たに入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に申請すること。申請は、随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

<申請書の入手、提出及び問合せ先>

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875 (直通)

17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

Integrated Authentication Management System

Lease period

From January 1, 2027 through February 28, 2033

(2) Time limit for tender:

Time limit of tender (by hand): 5:00p. m., June 26, 2026

Time limit of tender (by mail): 5:00p. m., June 26, 2026

Time limit of tender (by system): 5:00p. m., June 26, 2026

(3) Submission location and contact number

Finance Division, Ibaraki Prefectural Police Headquarters 978-6, Kasahara-cho, Mito-shi

Ibaraki-ken, 310-8550, Japan

TEL: 029-301-0110

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)